

新型コロナウイルス感染症にかかる保険料(税)減免について

問合先 保険年金課国民健康保険担当・高齢者医療担当、介護保険課介護保険担当

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料(税)が減免となります。

保険料(税)の減免の対象となる方

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

↓保険料(税)を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

↓保険料(税)の一部を減額



国民健康保険



後期高齢者医療保険



介護保険

国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
(1)から(3)のすべてに該当すること		(1)と(2)のどちらにも該当すること
(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること		(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
(2)前年の所得の合計額が1000万円以下であること		(2)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること		
申請先および問合先		
※ それぞれの保険料(税)により、減免申請期限が異なりますのでご確認ください		
保険年金課国民健康保険担当	保険年金課高齢者医療担当	介護保険課介護保険担当

都市計画変更案の縦覧について

問合先 都市計画課都市計画担当

縦覧
内容 第66号生産緑地地区の廃止
期 間 7月15日(金)～29日(金)8時30分～17時15分(土・日曜日および祝日を除く)
場 所 都市計画課

意見書の提出
対象 市内に住所を有する方、利害関係のある方
提出期限 7月29日(金)(必着)
提出方法 縦覧場所にある所定の様式に必要事項を記入の上、郵送(〒350-12292住所不要)または都市計画課へ直接持参してください。

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間を延長します

問合先 保険年金課国民健康保険担当・高齢者医療担当

9月30日まで適用期間が延長になりました
国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で、次の要件を満たす方に傷病手当金を支給しています。
・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のため仕事を休んだ方
・勤務先から給与などの支払いを受けている方で、療養のため仕事を休んだ期間の給与などが支給されない方
※ 給与収入の全部または一部の支払いを受けている間は、傷病手当金を支給できません。なお、その給与収入が、傷病手当金より少ないと

きは、差額を支給します
適用期間
令和2年1月1日から令和4年9月30日の間で療養のため連続して仕事を休んだ期間のうち4日目以降(入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

申請方法
事前に電話でお問い合わせください。
なお、医師の証明(医療機関を受診した場合のみ)や事業主の証明書が必要となります。



国民健康保険



後期高齢者医療保険

国民健康保険被保険者証の一斉更新を行います

問合先 保険年金課国民健康保険担当

現在の国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日までのです。新しい被保険者証(茶色)は7月中旬から順次、世帯主あてに簡易書留郵便で送ります。7月末になっても届かない場合や記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。

新しい被保険者証の有効期限は令和5年7月31日までです

○有効期間内に後期高齢者医療制度の対象者になる方は誕生日から、被保険者証が切り替えとなります

○有効期限が切れた被保険者証は、ご自身で裁断するなどして、処分をお願いします

○被保険者証裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。意思表示欄の個人情報保護シールを希望される方には、市内各公共施設で配布します

70歳以上の方へ

令和2年8月1日から「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化し「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となっています。

○一部負担割合(2割または3割)は「国民健康保険被保

険者証兼高齢受給者証」に記載しています

○これから70歳になる方は、誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生月)から対象となりますので、対象月の前月下旬頃に郵送します

会社の健康保険に加入した場合

国保加入者が会社の健康保険に加入または扶養になったときは、国保の資格喪失手続きが必要です。他の健康保険に加入した後に、国保の被保険者証を使い診療を受けた場合は、国保負担分の医療費をお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

届出に必要なもの

①国保の被保険者証②職場などの保険証③マイナンバー確認書類(①③ともに世帯主および対象者分)④運転免許証または旅券など(官公署が発行した顔写真付の証明書)

滞納している世帯の方

国民健康保険税を1年以上滞納している世帯は、有効期間の短い短期被保険者証を7月上旬以降に交付します。別途通知しますので、ご確認ください。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

問合先 保険年金課国民年金担当

経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の全部または一部を納めることが免除される「保険料免除制度」、保険料の全部を納めることが猶予される「納付猶予制度」が申請できます。

「全額免除・一部免除」は、本人、世帯主、配偶者の前年所得が審査対象となり、「納付猶予」は、本人、配偶者の前年所得が審査対象(ただし、50歳未満の方)となります。

申請期間

7月から翌年6月までです。過年度分は2年1か月前までさかのぼって申請することができます。

申請に必要なもの

退職した場合は、失業したことを確認できる雇用保険受給資格者証、離職票など公的機関の書類を添付してください。

全額免除または納付猶予を継続で申請し承認された方は、窓口で申請する必要はありません。なお、継続申請の方には日本年金機構から審査

結果が10月頃までに郵送されます。

保険料の追納

免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い順に追納できます。納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額を加算して納めることとなります。

また、免除については、保険料を追納しなかった場合でも、承認された免除の種類に応じて老齢基礎年金の受給額に計算されます。

申請窓口

保険年金課国民年金担当



国民健康保険税の納税通知書を送付します

問合先 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険税は、国保加入世帯の人数、所得に応じて納める市税です。

今年度分の納税通知書は7月上旬に送付します。7月15日(金)を過ぎても届かない方はお問い合わせください。

保険税は世帯主が納めます

世帯主が国保加入者(被保険者)に関わらず、納税義務者は世帯主となります。ただし、保険税の算定は加入者のみで計算します。また、納税通知書のほか、被保険者証の送付や未納の場合の督促状なども、すべて世帯主宛となります。

保険税の納め方

国保加入者が65歳以上の方のみの世帯で年金を受給している世帯主の方は、一定の要件に該当する場合、保険税は年金から差し引かれる特別徴収となります。

特別徴収以外の方は普通徴収となり、原則、口座振替での納付をお願いしています。納期限の日に自動的に指定の口座から引き落としとなるため、納め忘れがなくなり、支払に行く手間が省けます。

口座振替以外での普通徴収として、電子マネー(5月から始まり

ました)、納付書払い、インターネットバンキング、クレジットカード(別途、決済手数料がかかります)による納付があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



電子マネー決済についてはこちら

国民健康保険税についてはこちら

保険税の納め忘れに注意しましょう

納期を過ぎると延滞金の加算や滞納処分の対象となります。滞納が続くと短期被保険者証や資格証明書の代替発行、また、人間ドックの補助などの給付の制限を受けることがあります。

非自発的失業者(特定受給資格者または特定理由離職者)は保険税が軽減されます

会社の都合で離職された方の保険税は軽減されます。
対象 離職日時点で65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の交付を受け、その理由が非自発的失業である方

軽減期間 離職日の翌日から翌年度末まで
申告に必要なもの 雇用保険受給資格者証、被保険者証

未就学児均等割額の軽減額拡充

令和4年度以降の保険税について、子育て世帯への経済的負担の軽減から、国保に加入している未就学児の均等割保険税の5割を軽減します。

世帯の総所得金額などの合計金額が一定以下の場合に適用される軽減措置を受ける世帯の未就学児については、世帯の所得に応じた7割・5割・2割の軽減をした後の均等割保険税額から5割を軽減します。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、条件に該当する世帯は、申請により保険税の減免を受けることができます。詳しくは10ページをご覧ください。

令和4年度国民健康保険税算出方法

	課税の基礎	医療分 (0~74歳)	後期分 (0~74歳)	介護分 (40~64歳)
所得割額	(令和3年中の所得金額-43万円)×右の税率	7.4%	1.6%	1.5%
均等割額	被保険者1人について	2万1000円	1万1000円	1万1000円

※ 4月号でもお知らせしたとおり、令和3年度と比較して、所得割額の介護分を0.3%、均等割額の医療分4000円、後期分1000円、介護分1000円を引き上げました

『限度額適用認定証』の交付・更新について

問合先 保険年金課国民健康保険担当・高齢者医療担当

入院や通院により1か月に支払う医療費の一部負担金が一定額を超えるときには、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関での支払いを自己負担限度額までとすることができま

す。また、住民税非課税世帯の場合、入院時の食事が減額できる場合もあります。

認定は、申請月からとなります。なお、既に交付をしている「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」などは有効期限が7月31日で満了となります。必要な方は、7月20日(水)より郵送または、窓口で申請してください。

郵送申請に必要なもの

- ・ 限度額適用認定申請書(ホームページからダウンロードできます)
- ・ 本人確認書類(免許証などの写し)
- ・ 切手を貼った返信用封筒

窓口申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・ 本人確認書類(免許証など)とマイナンバー確認書類
- ・ 金額の記載のある課税証明書

(令和4年1月2日以降鶴ヶ島市に転入し即日交付を希望される方のみ)

申請が不要な方

国民健康保険の場合

70歳以上で所得区分「現役並み所得者Ⅲ」または、「一般」に該当する方

後期高齢者医療制度の場合

「令和3年度中に交付されている方(※)」、「1割負担で住民税課税世帯に属する方」または、「3割負担で課税所得690万円以上」に該当する方

なお、令和3年度に未交付で、令和4年度において、住民税が非課税の世帯に属している方または、課税所得690万円未満の方は、申請が必要です。

※ 令和4年度も継続該当になる方には、市から限度額認定証または、減額認定証を発送します

自己負担限度額は、年齢、所得などによって異なります。世帯に税の申告をしていない方がいると、限度額が最上位所得者となります。

保険税(保険料)に滞納がある」と認定証の交付が受けられない場合があります。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		限度額		入院時食事代
		3回目まで	4回目以降(※2)	
上位所得者	ア 所得(※1) 901万円超	25万2600円 + (医療費-84万2000円) × 1%	14万 100円	1食460円 (一部260円の場合あり)
	イ 所得(※1) 600万円超～901万円以下	16万7400円 + (医療費-55万8000円) × 1%	9万3000円	
一般	ウ 所得(※1) 210万円超～600万円以下	8万 100円 + (医療費-26万7000円) × 1%	4万4400円	
	エ 所得(※1) 210万円以下	5万7600円		
住民税非課税世帯	オ 住民税非課税	3万5400円	2万4600円	過去1年間の入院が 90日以内 1食210円 91日以上 1食160円

※1 国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額など
※2 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		自己負担限度額			入院時食事代
		外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)	4回目以降(※5)	
現役並み所得者Ⅲ(※1)	課税所得690万円以上	25万2600円 + (医療費-84万2000円)×1%	14万 100円	1食460円 (一部260円の場合あり)	
現役並み所得者Ⅱ(※1)	課税所得380万円以上	16万7400円 + (医療費-55万8000円)×1%	9万3000円		
現役並み所得者Ⅰ(※1)	課税所得145万円以上	8万 100円 + (医療費-26万7000円)×1%	4万4400円		
一 般	課税所得145万円未満	1万8000円 (年間上限額14万4000円)(※4)			5万7600円
低所得者Ⅱ(※2)		8000円	2万4600円	過去1年間の入院が 90日以内 1食210円 91日以上 1食160円	
低所得者Ⅰ(※3)			1万5000円	1食100円	

※1 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる方
※2 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税の方
※3 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額80万円・給与所得がある場合は給与から10万円を控除)を差し引いたときに0円の方
※4 当年8月から翌年7月までの期間
※5 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

後期高齢者医療保険からのお知らせです

問合先 保険年金課高齢者医療担当

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新を行います

現在の被保険者証の有効期限は7月31日までです。

10月1日から医療費の窓口負担割合が1割の方のうち、一定の所得のある方は窓口負担割合が2割になります。このため、被保険者証は7月中旬と9月中旬の2回、簡易書留郵便で送付します。

なお、制度改正の趣旨などの照会を受け付けるため、国および県にてコールセンターを開設しています。



1回目被保険者証(茶色)
8月1日から9月30日まで
2回目被保険者証(桃色)
10月1日から令和5年7月31日まで

○後期高齢者医療負担割合コールセンター(国)

☎0120・002・719

受付日時 月々土曜日9時～18時

○窓口負担割合の見直しに係るコールセンター(埼玉県後期高齢者医療広域連合)

☎0120・085・950
受付日時 月々金曜日8時30分～17時15分



県HPはこちら



市HPはこちら

令和4年度分保険料の納付通知書を7月中旬に送付します

納付方法

①特別徴収(年金からの引き方法)

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

②普通徴収(納付通知書などで納める方法)

納付通知書で金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。新型コロナウイルス感染予防および納付忘れを防ぐため、口座振替をお勧めします。また、市役所ではキャッシュカードで手軽に口座振替手続きが行える、ペイジー口座振替受付サービスを利用することができます。

マイナンバーカードの申請支援を行います

問合先 市民課住民記録担当

保険料の算出方法

ア 所得割額

(令和3年中の所得金額÷43万円)

×8・38%

イ 均等割額

年間4万4170円

アとイの合計額が1年間の保険料となります(賦課限度額は66万円です)。

保険料の減免制度について

災害や火災、収入減少など特別な事情がある場合は、保険料の減免申請ができます。事前に保険年金課高齢者医療担当までお問い合わせください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料の減免については、10ページをご覧ください。

マイナンバーカードの申請支援を市民センターで行います

会場	日時
西市民センター	7月20日(水)
南市民センター	7月21日(木)
富士見市民センター	7月22日(金)
東市民センター	7月26日(火)
大橋市民センター	7月27日(水)
北市民センター	7月29日(金)

持ち物

・個人番号カード交付申請書(通知カードの下の部分)または郵送されたQRコード付き個人番号カード交付申請書
・本人確認書類(運転免許証など顔写真付きのものは1

点、保険証や年金手帳など顔写真付きでないものは2点確認となります)

※ 予約は不要です

※ その場でのマイナンバーカードの発行はできません。カードができるまで、1か月ほどかかります

マイナポイント第二弾について

9月30日までにマイナンバーカードを申請した人を対象に、最大2万円分のポイントがつくマイナポイント第二弾が始まりました。保険証と公金受取口座の紐づけによるポイント付与についても、6月30日より始まりました(令和5年2月末まで申込みができます)。

介護保険は社会全体で支える仕組みです

問合先 介護保険課介護保険担当

**介護に関するご相談はお近くの
地域包括支援センターへ**

かんえつ
脚折145-1関越病院南館1階
☎285・7877

いちばんぼし
藤金871-3つるがしま中央交流センター内 ☎279・0777

ぺんぎん
上広谷5-1プラザイン上広谷1階
☎271・5123

いきいき
三ツ木16-1市役所1階
☎227・6171

受付時間 平日・土曜日8時30分～17時15分（ぺんぎんのみ17時30分）



詳細はこちら

介護保険料は、皆さんが必要とする介護サービス費用などをまかなうための大切な財源です。今年度分の納付通知書は7月上旬に発送します。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

原則として、年間18万円以上の年金を受給している場合には、保険料は年金から差し引かれる「特別徴収」となります。

それ以外の方は、納付書または口座振替による「普通徴収」となります。

介護保険料の減免制度

次の各事由に該当し、保険料の納付が困難な方は、介護保険課にご相談ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度については、10ページをご覧ください。

○災害により住宅などに著しい損害を受けた場合

○病気や事業損失などにより、収入が著しく減少した場合

○刑事施設などに収監されている場合

介護サービスを利用している方へ

要介護・要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方には、介護サービスを利用するときの自己負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に発送しますので、ご確認ください。

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

保険料段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1万6200円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	2万7000円
第3段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	3万7800円
第4段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4万3200円
第5段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	5万4000円
第6段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	6万2100円
第7段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	6万7500円
第8段階	本人市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	7万2900円
第9段階	本人市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	7万8300円
第10段階	本人市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	8万3700円
第11段階	本人市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	8万9100円
第12段階	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	9万4500円
第13段階	本人市民税課税で合計所得金額が1000万円以上の方	9万9900円

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給します

問合先 福祉政策課給付金担当

様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給します。

対象および受給方法（本給付金支給済世帯は対象外）

①住民税非課税世帯

令和4年度分の住民税均等割が新たに非課税となった世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く）

令和4年6月1日の住民基本台帳に記録された世帯単位で、令和4年度住民税課税状況および本給付金の支給状況を確認の上、令和3年度非課税世帯または家計急変世帯分のいずれの支給も受けていない令和4年度非課税世帯に確認書を送付します。対象要件に合致することを確認の上、返信してください。

②家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月以降に収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当（※）となった世帯

※ 世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12）が

別表 住民税非課税相当収入限度額表		非課税相当収入限度額
扶養している親族の状況		
単身または扶養親族がいない場合		93万円
配偶者・扶養親族	1人を扶養している場合	137万8000円
	計2人を扶養している場合	168万円
	計3人を扶養している場合	209万7000円
	計4人を扶養している場合	249万7000円

※ 生活保護基準の級地区分3級地の場合の例です（鶴ヶ島市の級別金額）
 ※ 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合の額は204万4000円未満です（これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用します）

住民税均等割非課税水準以下であること（適用される限度額は別表参照）

申請が必要です。申請書はホームページからダウンロードしていただくか、担当窓口で配付しているものをご利用ください。

支給額 1世帯当たり10万円（1世帯1回限り、①・②の重複受給はできません）

申請期限 9月30日（金）まで

提出先・問合先 福祉政策課 給付金担当

高齢者等外出応援ショップをご利用ください

問合先 健康長寿課高齢者福祉担当

高齢者等外出応援ショップは、高齢者・障害者の皆さんが楽しくお出かけでき、趣味や楽しみを見つけることで、いきいきと豊かな生活を送っていただくことを目的としています。つるバス・つるワゴンの「特別乗車証」を提示することで、割引などのサービスを協賛店に実施していただける「優待制度」です。ぜひご利用ください。



協賛店募集の詳細はこちら

高齢者や障害者の外出を応援していただける協賛店を募集しています

対象 市内の店舗・事業所



対象店舗一覧はこちら

水切りでごみの減量にご協力を！

問合先 生活環境課環境推進担当

高倉クリーンセンターで燃やすごみの約50%が水分です。「生ごみ」の水分を減らすことで「生ごみ」の臭い防止とごみの減量・CO2削減に役立ちます。

簡単にできる水切り参考例

○野菜などは、いろいろな皮などをむいてから洗い、いろいろな皮などは濡らさないようにしましょう。

○三角コーナー（水切りネットなど）には、水気のあるものだけを入れ、水気のないものはほかのごみ袋に直接入れ

るなど、余分な水分を吸わせないようにしましょう。

○ごみを出す前に、三角コーナーや水きりネットなどの生ごみを、手やペットボトルの底の部分などで押しつぶしたり、振ったりして、水切りを十分に行いましょう。

○日に干すなどして乾燥させると、より良いでしょう。

少しずつでも一人ひとりが取り組むことで、環境への負荷を減らすことにつながります。皆さんのご協力をお願いします。

あなたは水害にどう備えますか

問合先 危機管理課防災危機管理担当

近年の異常気象により全国各地で集中豪雨や台風など大規模な水害が発生しています。万一に備え、「鶴ヶ島市内水ハザードマップ」を再確認するなど落ち着いて行動できるようにしましょう。

市の水害における避難

市内の一部地域で道路冠水や床下浸水が想定されています。水害で家屋が全壊するような被害は想定されていません。事前に安全な親族・知人宅に避難することも考えてみましょう。

①自宅での避難

自身と自宅の安全が確保できたら、自宅で生活をつづける「在宅避難」をお願いします。

②親族・知人宅へ避難

水害は、気象予報などである程度予測可能です。あらかじめ親族や知人宅に避難するなど、避難所以外の場所への避難も検討しておきましょう。

③垂直に避難

浸水のおそれがあっても、自宅が安全確保が可能な場合は、自宅の2階以上へ避難する「垂直避難」をお願いします。特に、夜間や豪雨時の外への避難は危険を伴い、二次災害となる可能性もあるため、注意しましょう。

④避難所へ避難

自宅、親族・知人宅への避難が難しい方や自主的に避難したい方のために、市民センターを中心に「自主避難所(※)」を開設します。
※ 自主避難所は、気象状況に応じて、開設施設を決定します。開設状況は、市ホームページや市役所への電話などにより、事前の確認をお願いします

避難する際のお願い

避難所はホテルとは異なり、避難した方も役割を分担し、避難所運営に関わっていくことが必要です。また、大災害発生時は市の備蓄品だけでは足りません。皆さん一人ひとりが持参できるものは持参するようお願いします。

普段から備蓄を

日頃から食料や水、非常用トイレ袋などを用意することで、在宅避難も可能となります。特にトイレの問題は見落としがちです。非常用トイレ袋は、ホームセンターなどで購入が可能です。ぜひ備蓄しましょう。

市の「避難指示」などの発令

坂戸市内を流れる高麗川がはん濫した場合に羽折町の一部が浸水

すると想定されています。市では高麗川の水位状況や気象予報などの情報をもとに判断し、緊急速報メール(エリアメール)や防災行政無線などにより避難指示などを発令します。

内水はん濫は、短時間で状況が変化するため、避難指示などが発令されていない場合でも、身の危険を感じたら自主的に避難してください。

※ 緊急速報メール(エリアメール)は、国・県・市町村の様々な情報が配信されます。鶴ヶ島市の実情に合わない情報を受信する可能性もあります。メールの内容や配信元をよく確認して行動しましょう

防災行政無線の放送内容と

確認方法について

市では、58か所に防災行政無線のスピーカーを設置しています。防災行政無線は、災害時などに市民の皆さんへ広く周知が必要な情報を伝える設備です。放送内容が聞き取りづらい方のために、情報提供サービスを実施していますので、登録・確認をお願いします。

つるがしまメールマガジン

登録したメールアドレスあてに防災行政無線の放送内容を配信するサービスです。配信項目で「防災行政無線メール」を選択すると放送と同時にメールが配信され、防災行政無線の内容をスマートフォンなどの携帯電話で確認することができます。



登録はこちら

防災行政無線テレフォンサービス

電話をかけることで、防災行政無線の放送内容を自動音声で確認することができます。サービスです。

☎ 0800・800・6378(無料)

料)

050で始まるIP電話をお使いの方は次の番号からお願いします。

☎ 271・1717(有料)

市ホームページ・市ツイッター

防災行政無線の放送と同時に放送内容を文字により確認することができます。



市HP



市ツイッター

浄化槽の適切な管理で身近な水環境を守ろう

問合せ 生活環境課環境保全担当

浄化槽は、衛生的で快適な生活の基盤となる施設であるとともに、水環境の保全に大きな役割を果たす重要なものです。維持管理が適正に行われないと正常な機能が発揮されず、悪臭や騒音、蚊・ハエの発生などの周辺的生活環境への悪影響や、水質汚濁の原因にもなってしまう。

このため浄化槽法では、浄化槽を使用している方に対して、3つの維持管理を法律により義務付けています。

①保守点検(回数は設置されている浄化槽による) 装置

の調整、消毒薬の補充

※ 埼玉県登録業者は、県ホームページをご覧ください

②清掃(回数は年1回以上)

汚泥などの引き抜き

※ 許可業者は、市ホームページをご覧ください

③法定検査(回数は年1回以上) 機能診断、水質検査

※ 検査機関は、埼玉県環境検査研究協会(☎048・649・5151)

浄化槽の設置、廃止、管理者変更・構造などの変更時には、市への届け出が必要です。様式は市ホームページからダ

ダウンロードできます。



市HPはこちら



県登録業者はこちら

合併処理浄化槽への転換費用の一部を補助します

川の汚れの多くは、生活排水が原因です。これは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換することで、大幅に減らすことができます。市では、水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換費用(設置費用)の一部を補助しますので、ご活用ください。

補助金額(令和4年度の上限額) 5人槽 72万2000円、7人槽 80万4000円、10人槽 93万8000円

申請期限 12月28日(水)(予算

がなくなり次第終了)

手続き 転換する浄化槽が環

境配慮型であることや、対象

地域などの制限があります。着工前に交付申請書の提出が必要ですので、必ず着工前にお問い合わせてください。

各種届出など提出先

生活環境課環境保全担当

夏の交通事故防止運動を実施します

問合せ 生活環境課交通安全・防犯担当

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、夏休み中の児童・生徒の交通事故や、夏の解放感から起こる交通事故を防止するため、「夏の交通事故防止運動」を実施します。

県内では、高齢者の死亡事故が多発しています。今年5月末時点の交通事故死傷者7702名のうち、高齢者は1220名で、全体の約16%を占めている状況です。歩行中や自転車走行中の事故が非常に多いため、道路を横断するときは必ず横断歩道を渡り、自転車に乗るときはルールを守って安全運転に努めましょう。どんなときも、安全確認がとて大切です。危険から自分の身を守るよう、常に安全確認を怠らないようにしましょう。

信号機のない横断歩道では、渡ろうとしている歩行者がいるのにもかかわらず、一時停止を怠る車が未だにみられます。ドライバーの皆さんは、横断歩道に歩行者がいる場合、必ず手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げないようにしましょう。また、ドライ

バーからすると、歩行者が渡るのか渡らないのか判断しづらいことも多々あります。歩行者の皆さんは、スマートフォンを操作しながら待つなど曖昧な動作は避け、ドライバーとアイコンタクトを取る、横断歩道では手を上げるなど、渡りたいという意思をきちんと示すように心がけましょう。

実施期間

7月15日(金)～24日(日)

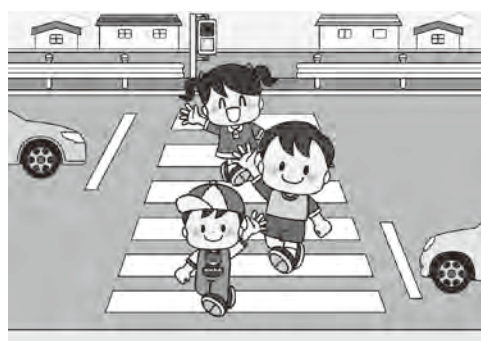
運動重点

交通マナーの向上、相互の思いやりと意思疎通を、

街頭指導

日時 7月15日(金)10時～

場所 カインズホーム鶴ヶ島店



毎年7月号に掲載していた「ふるさと納税などの寄附の活用」については、8月号に掲載します。

消防組合発足50周年『消防イメージキャラクターが!』

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、この度、組合発足50周年を迎えました。これを記念して、『消防イメージキャラクターさかぼう・つるぼう』の50周年記念ポーズを作成しました。このポーズは、消防組合ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。



50周年記念ポーズ
左からさかぼう・つるぼう

啓発品や新しいプロジェクトも!?

50周年を記念して作成した啓発品を各種イベントで配布する予定です。『消防イメージキャラクターさかぼう・つるぼう』も、形を変えて新しい姿で誕生予定!どんな姿で登場するか、楽しみにお待ちしております。

また、毎年夏休みには、管内の小学生などを対象に『防火ポスター』を募集しています。見事優秀作品等に選ばれた児童には、特別なプレゼントをご用意していますので、今後も坂戸・鶴ヶ島消防組合から目を離さず、ホームページやYouTubeチャンネルを確認してください。

新採用職員活躍中!

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、4月1日に新採用職員9名を迎えました。この中から、2名の消防士をご紹介します。

山口 雅矢 消防士
山口 雅矢 消防士



4月から約1か月行われた新採用職員基礎教育訓練を終え、5月から配属先での当直勤務が始まりました。訓練や事務を行う中で、充実した日々を送っています。今後は、多種多様な災害現場に対応できる知識や技術を身につけていきます。

け、市民の方々の期待にこたえられる消防士となれるよう日々精進し、将来は特別救助隊員を目指して頑張っていきたいと思っています。

佐々木 洸 消防士
佐々木 洸 消防士



この春、私は幼少の頃から憧れていた消防職員になることができました。このことに満足せず、市民の皆さんが安心して暮らせる安全なまちづくりのために日々の訓練に励み、知識・技術を高めていきたいと思っています。

私が生まれ育ったこのまちで、これまでお世話になった方々に仕事を通じて恩返しが出来ようよう精進していきますので、よろしくお願いいたします。

YouTubeで公開します!

新採用職員の1か月の訓練風景やインタビューを消防組合YouTubeチャンネルで公開して

いきます。QRコードからご確認ください。



消防組合HPはこちら



消防組合YouTubeはこちら

令和4年度 鶴ヶ島市消防団役員紹介

団長	瀧嶋 正紀
副団長	内野 和浩
副団長	中嶋 健治
指導部長	清野 浩祐
指導部長	齊藤 真宏
女性部部長	辻 恵美
第一分団長	登坂 一彦
第二分団長	小鮒 勇介
第三分団長	池田 貴弘
第四分団長	山田 吉徳

※ 敬称略